

○ 最高検察庁執務規程

平成3年4月30日調第92号検事総長訓令 最高検職員宛て

改正	平成	6年	3月25日	最高検訓第1号
	平成	6年	7月7日	最高検訓第4号
	平成	8年	3月29日	最高検訓第1号
	平成	9年	11月28日	最高検訓第5号
	平成	11年	3月30日	最高検訓第2号
	平成	13年	3月30日	最高検訓第4号
	平成	14年	3月27日	最高検訓第3号
	平成	15年	4月1日	最高検訓第1号
	平成	17年	4月1日	最高検訓第4号
	平成	19年	9月28日	最高検訓第2号
	平成	20年	10月1日	最高検訓第5号
	平成	24年	4月6日	最高検訓第3号

最高検察庁執務規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、最高検察庁に勤務する職員の職務と責任を明らかにし、事務の適正な処理と能率の向上を図ることを目的とする。

(執務の準拠法令)

第2条 職員は、検察庁法、検察庁事務章程その他の法令、訓令、通達によるほか、この規程の定めるところにより執務しなければならない。

(規律)

第3条 職員は、上司の命に従い、責任を重んじ、秘密を守り、誠実にその職務に専念し、互いに協力して円滑な事務の運営に努めなければならない。

第2章 機構

(組織及び所管事務)

第4条 最高検察庁の部、局、課、室に別表に掲げる係を置く。

2 係の所管事務は、別表に定めるところによる。

3 課及び室に課長補佐又は室長補佐を、係に係長及び係主任を置き、検察事務官のうちから任命する。

(検察官会議)

第5条 最高検察庁に検察官会議を置く。

2 検察官会議は、最高検察庁の検察官全員をもって組織し、検事総長がこれを主宰する。

3 検察官会議は、検事総長の諮問にこたえ、かつ、検察官の意見の総合調整をはかるため、次に掲げる事項につき審議するものとする。

(1) 検察方針に対する重要な事項

(2) 検事総長の訓示及び次長検事の指示に関する事項

(3) 検事上告及び非常上告の申立並びに再審の請求に関する重要な事項

(4) 憲法及び法令の解釈に関する重要な事項

(5) 検事総長又は最高検察庁の名義をもってする行事に関する重要な事項

(6) 各部の所管にわたる重要な事項

(7) その他検事総長、次長検事又は部長において付議することを必要と認めた事項

第3章 事務の運営

(検事総長)

第6条 検事総長は、庁務を掌理し、かつ、全ての検察庁の職員を指揮監督し、おむね次の職務を行う。

(1) 内外の諸情勢に応じ、必要な検察方針を指示する。

(2) 検察の運営、職員の人事、検察関係の予算などについて、法務大臣に意見を

具申する。

(3) 必要に応じ、外部に対し、検察庁を代表して意見を述べ、声明を発する。

(次長検事)

第7条 次長検事は、検事総長を補佐し、おおむね次の職務を行う。

(1) 個々の事件の処理につき検事総長に意見を具申し、かつ、その命を受けて決裁する。

(2) 部、局の所管事務の運営状況を把握・調整し、随時検事総長に必要事項を報告し、意見を具申する。

(3) 検事の事務分担を定め、その他、部の運営につき必要な指示をする。

(部長)

第8条 部長は、検事総長又は次長検事の命を受け、部の所管事務を総括し、所属の検察事務官その他の職員を指揮監督する。

(検事)

第9条 検事は、所属の部の所管に属する次の事務のほか特命事項に関する事務を行う。

(1) 下級検察庁又は関係機関に対し、指示、通知、指導、連絡協議を必要とする事項があるときは、意見を付して検事総長又は次長検事に報告する。

(2) 情報その他の資料を収集整備し、必要に応じ、検事総長又は次長検事に報告し、かつ、意見を具申する。

(3) 事務分担に従い、必要に応じ、検察事務官その他の職員を指揮監督する。

(検事総長秘書官)

第10条 検事総長秘書官は、検事総長の機密に関する事務をつかさどるほか特命事項に関する事務を行う。

(事務局長)

第11条 事務局長は、上司の命を受け、事務局に属する事務を総括し、所属の職員を指揮監督するほか随時上司に必要な報告をなし、意見を具申する。

(課長、室長及び専門職)

第12条 課長及び室長は、上司の命を受け、所管事務を総括し、所属の職員を指揮監督するほか事務の運営並びに職員の服務状況を把握し、随時上司に必要な報

告をなし、意見を具申する。

2 専門職は、上司の命を受け、専門的事務を行う。

(課長補佐及び室長補佐)

第13条 課長補佐及び室長補佐は、課長又は室長を補佐し、上司の命を受け、その職員を指揮監督する。

(係長)

第14条 係長は、上司の命を受け、係の所管事務を処理し、その職員を指揮する。

(係主任)

第15条 係主任は、上司の命を受け、係の所管事務のうち、課長が指定する事務を行う。

(臨時職務代行)

第16条 検事総長及び次長検事に事故あるとき、又は検事総長及び次長検事が欠けたときは、部長が席次の順序により、臨時にその職務を行う。

2 各部の部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その部の検事が席次の順序により、臨時にその職務を行う。

3 事務局長に事故があるとき、又は欠けたときは、総務課長、会計課長の順序に従い、臨時にその職務を行う。

(公判立会)

第17条 公判の立会は、別に定めるところにより、各検事が担当する。

(告訴・告発等)

第18条 告訴・告発、請願、投書・申告、不服申立事件の取扱いについては、別に定める。

#### 第4章 会同及び会議

(最高検察庁主催の会議)

第19条 最高検察庁主催の会議には、検事総長の命により、検察官その他の職員が出席する。

(法務省等主催の会同・会議)

第20条 前条の会議以外の会同又は会議には、必要に応じ、検事総長が指名する検察官その他の職員が出席する。

2 会同・会議に出席したときは、必要に応じ、その概要を検事総長に報告する。

#### 第5章 監察及び事務監査等

(監察及び事務監査等)

第21条 監察及び事務監査等の実施については、別に定める。

#### 第6章 文書

(文書・簿冊の取扱い)

第22条 文書及び簿冊の取扱いについては、別に定める。

#### 第7章 服務

(意見の具申)

第23条 職員は、事務の運営、改善等について意見又は参考となるべき事項があるときは、進んで上司に申し出るよう努めなければならない。

(出勤簿)

第24条 職員は、定時までに出勤したときは、出勤簿に押印しなければならない。

(休暇)

第25条 職員は、休暇の承認を受けようとするときは、あらかじめ休暇簿により請求しなければならない。

2 やむを得ない事由により、あらかじめ請求することができなかつたときは、適宜な方法により上司に連絡した上、事後、速やかに承認を求めなければならない。

(執務場所を離れる場合等)

第26条 職員は、勤務時間中に執務場所を離れるときは、その所在を明らかにしておかななければならない。

2 職員は、私事のため相当期間住所を離れるときは、その連絡先を明らかにしておかななければならない。

(住所変更等の届出)

第27条 職員は、本籍、住所、その他身分上の異動を生じたときは、検事総長に届け出なければならない。

(出張)

第28条 検事総長は、檢察事務、各種情勢視察その他につき必要があるときは、職員に出張を命ずる。

2 職員は、出張したときは、その結果の概要を上司に報告しなければならない。

(庁舎管理等)

第29条 庁舎の管理及び警備については、別に定めるところによる。

附 則

この訓令は、平成3年5月1日から施行する。

附 則(平成6年3月25日最高検訓第1号)

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成6年7月7日最高検訓第4号)

この訓令は、平成6年7月7日から施行する。

附 則(平成8年3月29日最高検訓第1号)

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年11月28日最高検訓第5号)

この訓令は、平成9年12月1日から施行する。

附 則(平成11年3月30日最高検訓第2号)

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月30日最高検訓第4号)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月27日最高検訓第3号)

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年4月1日最高検訓第1号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月1日最高検訓第4号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年9月28日最高検訓第2号)

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成20年10月1日最高検訓第5号)

この訓令は、平成20年10月1日から施行する

附 則(平成24年4月6日最高検訓第3号)

この訓令は、平成24年4月6日から施行する

別表（第4条関係）

部・局	課・室	係	所 管 事 務	
事務局	総務課	庶 務	1 官印及び庁印の管守に関すること 2 職員の厚生に関すること 3 勤務時間の管理に関すること 4 自動車の運行管理に関すること 5 庁舎の警備等に関すること 6 前各号に掲げるほか庶務に関すること 7 前各号に関連すること	
		人 事	1 人事に関すること 2 給与に関すること 3 検察官事務取扱等の発令手続に関する こと 4 前3号に関連すること	
		文 書	1 文書の授受及び発送に関すること 2 前号に関連すること	
		秘 書	1 秘書に関すること 2 特命に関すること	
	会計課	主 計	1 歳入及び歳出に関すること 2 予算及び決算に関すること 3 前2号に関連すること	
		用 度	1 用度に関すること 2 没収物等の売却に関すること 3 国有財産及び営繕に関すること 4 前3号に関連すること	
		出 納	1 現金及び保管金の出納保管に関すること 2 共済組合に関すること 3 前2号に関連すること	
	総務部	企 画	企 画	1 企画に関すること



調査課		<ul style="list-style-type: none"> <li>2 広報活動に関すること</li> <li>3 教養指導に関すること</li> <li>4 司法修習生の修習指導に関すること</li> <li>5 検察官会議及びその他の会議に関すること</li> <li>6 訓令及び通達に関すること</li> <li>7 司法警察職員に対する一般的指示に関すること</li> <li>8 各部局間の調整に関すること</li> <li>9 前各号に関連すること</li> <li>10 他の課の所管に属しないこと</li> </ul>
	調査第一	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 資料（他の係に関するものを除く。）の調査収集に関すること</li> <li>2 検察審査会に関すること</li> <li>3 被疑者補償事件に関すること</li> <li>4 国家賠償法に基づく争訟に関すること</li> <li>5 罰則の定めのある条例に関すること</li> <li>6 前各号に関連すること</li> </ul>
	調査第二	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 図書及び資料の収集・整備並びに管理に関すること</li> <li>2 前号に関連すること</li> </ul>
	情報公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 情報の公開に関すること</li> <li>2 個人情報の保護に関すること</li> <li>3 前各号に関連すること</li> </ul>
検務課	事件	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 事件の受理に関すること</li> <li>2 勾留, 保釈, 勾留執行停止に関すること</li> <li>3 証拠品に関すること</li> <li>4 前3号に関連すること</li> </ul>
	執行	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 死刑及び自由刑の執行に関すること</li> <li>2 既決犯罪通知及び犯歴の調査に関すること</li> <li>3 恩赦及び保護に関すること</li> <li>4 記録の保存に関すること</li> </ul>

			5 前各号に関連すること
		徴 収	1 徴収金に関すること 2 前号に関連すること
	情報システム管理室	情報システム企画	1 検察情報処理システムの企画及び運営に関すること 2 前号に関連すること
		情報システム管理第一	1 検察情報処理システムの運用及び管理に関すること（情報システム管理第二係の所管に属することを除く。） 2 前号に関連すること
		情報システム管理第二	1 検務電算システムの運用及び管理に関すること 2 統計に関すること 3 前2号に関連すること
監察指導部	監査指導課	監察指導第一	1 検察庁における予算の執行，職員の服務及び倫理についての監察並びにこれに基づく指導に関すること 2 前号に関連すること
		監察指導第二	1 事務監査に関すること（監察指導第一係の所管に属することを除く。） 2 前号に関連すること
		監察指導第三	1 組織運営に関する調査及びこれに基づく指導に関すること 2 前号に関連すること
刑事部	刑事事務課	第一	1 一般刑事事件に関すること 2 少年関係事件に関すること 3 交通関係事件に関すること 4 前3号の事件に関する資料の収集整備に関すること 5 第1号から第3号までの事件の公判の遂

			行に関すること 6 第1号から第3号までの少年事件の審判に関すること 7 前各号に関連すること
		第 二	1 官紀関係事件に関すること 2 選挙関係事件に関すること 3 前2号の事件に関する資料の収集整備に関すること 4 第1号及び第2号の事件の公判の遂行に関すること 5 第1号及び第2号の少年事件の審判に関すること 6 前各号に関連すること
		第 三	1 財政経済関係事件に関すること 2 風紀関係事件に関すること 3 前2号の事件に関する資料の収集整備に関すること 4 第1号及び第2号の事件の公判の遂行に関すること 5 第1号及び第2号の少年事件の審判に関すること 6 前各号に関連すること
公安部	公安事務課	第 一	1 公安関係事件に関すること 2 外事関係事件に関すること 3 暴力関係事件に関すること 4 前3号の事件の公判の遂行に関すること 5 第1号から第3号までの少年事件の審判に関すること 6 前各号に関連すること
		第 二	1 労働関係事件に関すること 2 違法争議行為事件に関すること 3 麻薬関係事件に関すること 4 環境関係事件に関すること 5 前各号の事件の公判の遂行に関すること

			<ul style="list-style-type: none"> <li>6 第1号から第4号までの少年事件の審判に関する事</li> <li>7 前各号に関連する事</li> </ul>
		第 三	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 公安関係情勢の調査その他資料の収集整備に関する事</li> <li>2 公安関係情報、資料の受理、整備及び保管に関する事</li> <li>3 外事関係事件及び暴力関係事件に関する資料の収集整備に関する事</li> <li>4 前3号に関連する事</li> </ul>
		第 四	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 労働関係情勢の調査その他資料の収集整備に関する事</li> <li>2 労働関係情報、資料の受理、整備及び保管に関する事</li> <li>3 麻薬関係事件及び環境関係事件に関する資料の収集整備に関する事</li> <li>4 前3号に関連する事</li> </ul>
公判部	公 判 事務課	公 判	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 公判の運営一般に関する事</li> <li>2 公判の遂行に関する事</li> <li>3 公判における検察官の意見の統一調整に関する事</li> <li>4 上訴、再審、非常上告及び管轄の指定、移転に関する事</li> <li>5 少年事件の審判に関する事</li> <li>6 前各号に関連する事</li> </ul>
		資 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 判例の調査に関する事</li> <li>2 公判資料の調査に関する事</li> <li>3 前2号に関連する事</li> </ul>